

特定地域再指定に係る状況

特定地域の指定基準

タクシー適正化・活性化法による特定地域の指定

次に掲げる状況に照らして、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

- ① 供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。）の状況
- ② 事業用自動車一台当たりの収入の状況
- ③ 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- ④ 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

人口10万人以上の都市を含む営業区域における指定基準

次の①～③のいずれかに該当するもの

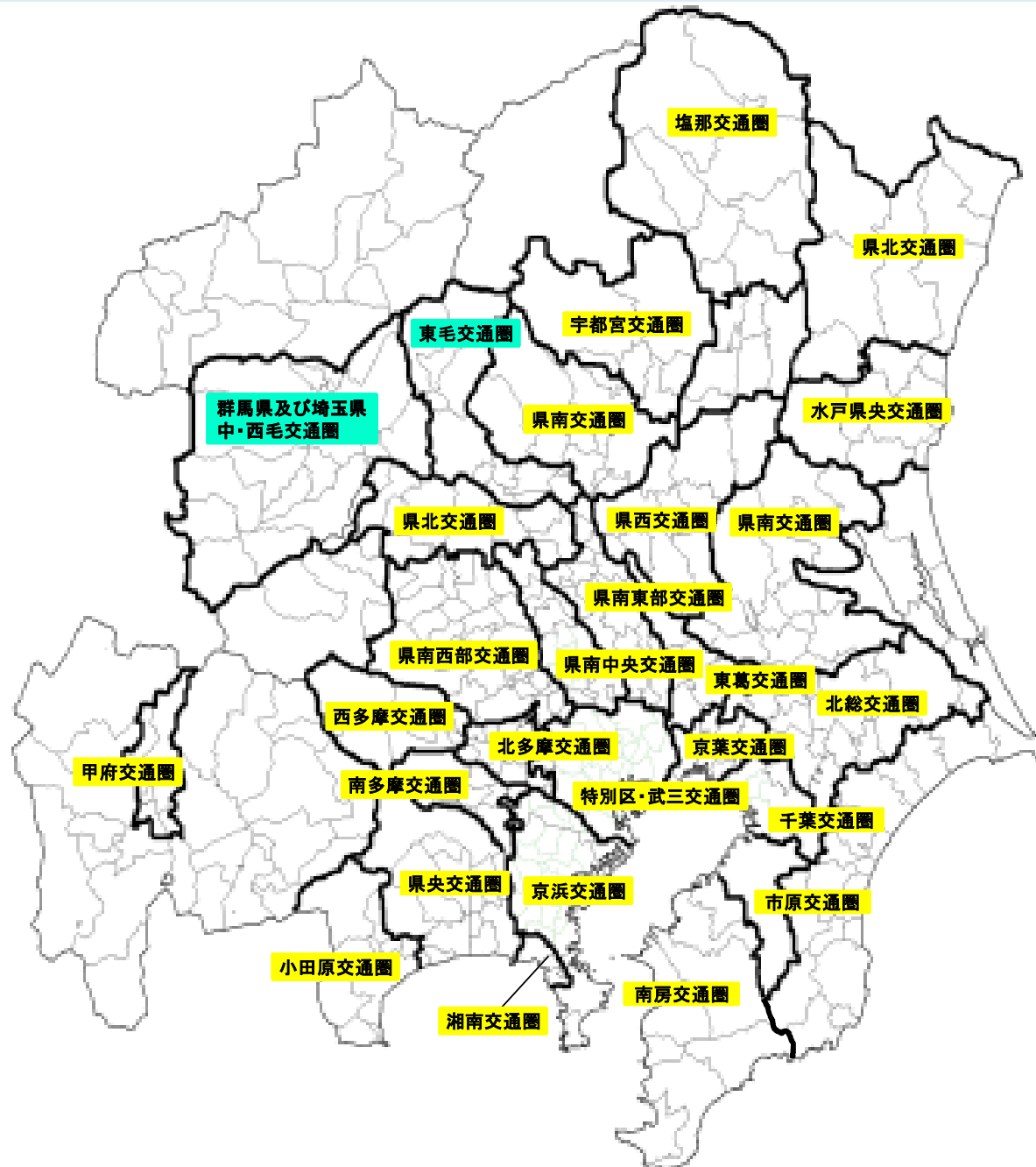
- ① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること。
- ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

◆群馬県の各交通圏における直近平成23年度実績値との比較

都道府県	営業区域名	日車実車キロ(km)			日車營收(円)		
		平成13年度	平成23年度	参考 (平成24年9月)	平成13年度	平成23年度	参考 (平成24年9月)
群馬県	中・西毛交通圏	59.7	49.8	49.4	20,835	18,873	18,935
	東毛交通圏	74.3	60.0	58.5	25,528	20,995	21,214

※参考(平成24年9月)は県内に営業所を有する事業者の数値である(福祉車両は除く)

関東運輸局管内における特定地域(28地域)



都県	特定地域名
東京	特別区・武三交通圏
	北多摩交通圏
	南多摩交通圏
	西多摩交通圏
神奈川	京浜交通圏
	県央交通圏
	湘南交通圏
	小田原交通圏
千葉	京葉交通圏
	東葛交通圏
	千葉交通圏
	北総交通圏
	市原交通圏
	南房交通圏(H24. 10. 1)
埼玉	県南中央交通圏
	県南西部交通圏
	県北交通圏
	県南東部交通圏(H22. 4. 1)
群馬	東毛交通圏
	中・西毛交通圏
茨城	水戸県央交通圏
	県南交通圏
	県西交通圏
	県北交通圏(H22. 4. 1)
栃木	宇都宮交通圏
	県南交通圏
	塩那交通圏
山梨	甲府交通圏